

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年11月8日（平成28年（行個）諮問第164号）

答申日：平成29年4月24日（平成29年度（行個）答申第17号）

事件名：本人宛ての特定文書を作成した際の決裁文書の不開示決定（不存在）  
に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

特定年月日付け本人宛ての特定文書を作成した際の決裁文書一式に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月27日付け厚生労働省発年0627第2号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

請求者に対し事実上送付された当該公文書の原本が保管されていないこと自体、矛盾しているし、本件につき調査されていないままの回答には多くの不満があります。

##### （2）意見書

諮問庁による不開示決定についての理由付けは矛盾しており、当該事案が原因で事実上被害が拡大し、多くの損害を負っている請求人の立場としては到底納得できるものではありません。

よって、当該事案の概要と、これまでの経緯につき下記に申述の上、諮問庁による請求人（一般国民であって事実上被害を負わされてきた者）に対しての対応及び個人情報の取扱い方法等々について嚴重にご審査（調査）されたく、このことを強く要望し、本意見書と当証明資料（原本）を提出いたします。

（後略，資料省略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成28年5月26日付けで処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき「特定年月日付け請求者あての特定文書を作成した際の決裁文書一式」（本件対象保有個人情報）に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が平成28年6月27日付け厚生労働省発年0627第2号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、同年8月18日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象保有個人情報を保有していないため不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 3 理由

##### (1) 原処分の妥当性について

本件対象保有個人情報は「特定年月日付け請求者あての特定文書（本件開示請求書別紙。以下「文書1」という。）を作成した際の決裁文書一式」である。

請求者は、国民健康保険に関する文書（以下「文書2」という。）と年金に関する文書（以下「文書3」という。）の2種類の文書を内閣官房に提出した。

これらの文書は全て厚生労働省の所掌事務に関する内容であったため、内閣官房から厚生労働省に回送された。このうち文書3は、年金の請求に関する内容であったため、厚生労働省年金局から日本年金機構に回送された。また、文書2については、厚生労働省年金局から国民健康保険制度の担当部局である厚生労働省保険局に回送された。この回送の事実を請求者に連絡し、了知させるため、厚生労働省年金局から請求者あて送付したのが文書1である。

厚生労働省文書取扱規則（平成23年4月1日厚生労働省訓第21号）2条13項においては、決裁を必要とする文書として「この訓令において「決裁文書」とは、厚生労働省の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為（以下「押印等」という。）を行うことにより、その内容を厚生労働省の意思として決定し、又は確認した行政文書をいう。」と規定している。また、厚生労働省文書決裁規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第20号）においては、文書を回送した事実を特定個人に連絡することについての規定は存在しない。

したがって、厚生労働省の意思決定の権限を有する者の押印等がなく、単に文書を回送した事実を請求者に連絡するための文書1は、決裁を必

要とする文書には該当せず，処分庁において本件対象保有個人情報保有していないことに不合理な点は認められないことから，これを保有していないとして不開示とした原処分は妥当であると考えます。

#### (2) 請求者の主張について

請求者は，審査請求書の中で「請求者に事実上送付された当該公文書の原本が保管されていないこと自体，矛盾しているし，本件につき調査されていないままの回答には多くの不満があります。」と主張しているが，処分庁が本件対象保有個人情報を保有していない理由は上記(1)のとおりであるから，請求者の主張は失当である。

#### 4 結論

以上のとおり，原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきと考えます。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成28年11月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月13日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年3月23日 審議
- ⑤ 同年4月20日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件対象保有個人情報は，「特定年月日付け本人宛ての特定文書」(文書1)を作成した際の決裁文書一式に記録された保有個人情報である。

処分庁は，本件対象保有個人情報を保有していないとして，不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は，原処分の取消しを求めている。

これに対し，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，以下，本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は，本件対象保有個人情報を保有していないことについて，理由説明書(上記第3の3(1))において，以下のとおり説明する。

ア 本件対象保有個人情報は「特定年月日付け請求者あての特定文書(文書1)を作成した際の決裁文書一式」である。

審査請求人は，国民健康保険に関する文書(文書2)と年金に関する文書(文書3)の2種類の文書を内閣官房に提出した。

これらの文書は全て厚生労働省の所掌事務に関する内容であったため，内閣官房から厚生労働省に回送された。このうち文書3は，年金の請求に関する内容であったため，厚生労働省年金局から日本年金機構に回送された。また，文書2については，厚生労働省年金局

から国民健康保険制度の担当部局である厚生労働省保険局に回送された。この回送の事実を審査請求人に連絡し、了知させるため、厚生労働省年金局から審査請求人宛て送付したのが文書1である。

イ 厚生労働省文書取扱規則（平成23年4月1日厚生労働省訓第21号）2条13項においては、決裁を必要とする文書として「この訓令において「決裁文書」とは、厚生労働省の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為（以下「押印等」という。）を行うことにより、その内容を厚生労働省の意思として決定し、又は確認した行政文書をいう。」と規定している。また、厚生労働省文書決裁規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第20号）においては、文書を回送した事実を特定個人に連絡することについての規定は存在しない。

ウ したがって、厚生労働省の意思決定の権限を有する者の押印等がなく、単に文書を回送した事実を審査請求人に連絡するための文書1は、決裁を必要とする文書には該当せず、処分庁において本件対象保有個人情報保有していないことに不合理な点は認められないことから、これを保有していないとして不開示とした原処分は妥当であると考えられる。

(2) 当審査会において、諮問庁から厚生労働省文書取扱規則及び厚生労働省文書決裁規程の提出を受けて確認したところ、上記(1)イの説明のとおりであると認められる。

また、諮問書に添付された文書1を確認したところ、当該文書は、厚生労働省年金局特定係から審査請求人に対して、審査請求人が内閣官房に送付した文書2及び文書3をそれぞれ厚生労働省保険局及び日本年金機構へ回送した旨の連絡文書であると認められることから、単に文書を回送した事実を審査請求人に連絡するための文書1は、決裁を必要とする文書には該当しないとする上記(1)ウの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、厚生労働省において文書1を作成するに当たって、決裁が行われ、決裁文書一式が作成されていたとは認められないことから、厚生労働省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子